

名簿の作成・配布について

個人情報保護法においては、以下のいずれかの手続きを行えば、学校や地域社会での名簿の作成・配布ができる。

(1) あらかじめ本人の同意を得る

(例) 学校でクラス名簿や緊急連絡網などを作成・配布する場合

入学時や新学期の開始時に「生徒の名前、住所など学校が取得した個人情報について、クラス名簿や緊急連絡網として関係者へ配布する」ことを明示し、同意した上で作成・配布することができる。

※ 全員の同意を取れなかった場合も、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿の配布はできる。

(2) 同意に代わる措置を取る(オプトアウト)

以下のA～Dについて、あらかじめ、ア又はイのいずれかの措置を取った上で、作成した名簿を配付する場合。

ア 本人に郵便、電話、電子メール等で通知する

イ 事務所の窓口への掲示・備付け、ホームページへの掲載等によって、本人が容易に知ることができる状態に置く

- A 緊急連絡網等として配付すること
- B 名簿の内容 (例 氏名、住所)
- C 提供方法 (例 関係者へ配付)
- D 本人の求めにより名簿から削除すること